

計画素案：代替養育を必要とする児童数の見込みについて

## 代替養育を必要とする児童数の推計

### (1) 東京都の児童人口の推計

都総務局が平成 31 年 3 月に公表した「東京都世帯数の予測」等をもとに、今後、5 年ごとの児童人口（0 歳～17 歳）を推計（以下、「児童人口推計」という。）する。また、平成 22 年及び 27 年の国勢調査（年齢別人口）から各年齢の割合を算出し、年齢区分別に算出します。

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 7 年 (推計)	令和 12 年 (推計)
3 歳未満	330,393 人	336,626 人	340,520 人	339,537 人
3 歳以上就学前	332,696 人	319,314 人	323,007 人	322,076 人
学童期以降	1,257,452 人	1,271,492 人	1,286,198 人	1,282,495 人
合計	1,920,541 人	1,927,432 人	1,949,725 人	1,944,108 人
5 年間の増減		—	+22,293 人	-5,617 人

上記、3 時点の児童人口推計の 5 年間の増減を算出し、目標年次ごとの児童人口推計を算出する。

	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
3 歳未満	339,741 人	340,324 人	339,735 人
3 歳以上就学前	322,269 人	322,822 人	322,263 人
学童期以降	1,283,258 人	1,285,456 人	1,283,235 人
合計	1,945,268 人	1,948,602 人	1,945,233 人

## (2) 措置児童数の推計

### ① 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数)を推計

児童人口推計をもとに、児童相談所における養護相談対応件数を推計（相談件数推計）します。

相談件数推計に、平成 30 年度における新規措置児童数（728 人）を養護相談対応件数（25,226 件）で割った比率（新規措置比率）の平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年平均 3.52%を掛けて、新規措置児童数を推計します。

	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
児童人口推計	1,945,268 人	1,948,602 人	1,945,233 人
相談件数推計	25,551 件	25,594 件	25,550 件
新規措置比率	3.52%	3.52%	3.52%
新規措置児童数	899 人	901 人	899 人

### ② 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数)を推計

自立や家庭復帰、縁組成立等により、代替養育の必要がなくなった児童を推計します。

前年度措置児童数に、措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）の平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年平均 19.33%を掛けて、退所児童数を推計します。

	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
前年度措置児童数	4,404 人	4,492 人	4,570 人
退所児童数比率	19.33%	19.33%	19.33%
退所児童数	851 人	868 人	883 人

各年度において、前年度の措置児童数に、新規措置児童数から退所児童数の差引を足した結果、措置児童数の推計は、以下のとおりとなります。

	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
措置児童数	3,981 人	4,452 人	4,525 人	4,586 人

### (3) 潜在需要の推計

#### (潜在需要1)

在宅指導中で里親等・施設利用の事由があったが利用できなかった児童数

- ① 児童人口に対する在宅指導中児童数の割合 1.47%（平成30年5月1日及び令和元年5月1日時点の2か年の平均）を、各年度における児童人口推計に掛けて、児童相談所による在宅指導中の児童数を推計します。

	平成30年 5月1日	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
在宅指導中児童数	2,744人	2,903人	2,926人	2,949人

- ② 在宅指導中児童数に、施設等利用の事由があったが、利用できなかった児童の割合（施設3.04%、里親等0.69%（平成30年度及び令和元年度児童相談所調査結果の2か年平均））を掛けます。

	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
施設	87人	87人	87人
里親等	20人	20人	20人
合計	107人	107人	107人

#### (潜在需要2)

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」の結果、入所措置等を必要とする可能性のある児童数

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検（平成31年4月等調査）で、132人が「虐待の恐れあり」との結果と児童人口推計をもとに、虐待の恐れがある児童を推計した後、施設に入所する割合3.52%を掛けます。

	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
虐待の恐れがある児童	134人	134人	134人
入所児童推計	5人	5人	5人

#### (4) 代替養育を必要とする児童数の推計結果

これまでの推計をもとに、目標年次ごとの代替養育を必要とする児童を推計した結果は、以下のとおりです。

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
措置児童数	3,981人	4,452人	4,525人	4,586人
潜在需要1		107人	107人	107人
潜在需要2		5人	5人	5人
合計	3,981人	4,516人	4,637人	4,698人

措置児童の年齢別構成比率（平成30年5月1日時点と令和元年5月1日時点の2か年平均）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出します。

#### (年齢区分別)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	406人	490人	499人	505人
3歳以上就学前	428人	535人	544人	550人
学童期以降	3,147人	3,539人	3,594人	3,643人
合計	3,981人	4,564人	4,637人	4,698人

## 里親等への委託児童数及び委託率の推計

### (1) 児童相談所に対する施設入所中児童の里親等委託調査

過去1年以内に施設に入所していた児童のうち、里親等委託を実施または未実施の状況とその可能性について、平成30年5月1日時点と令和元年5月1日時点で児童相談所に調査を行いました。その結果、令和元年5月1日時点の調査では、里親等委託されている児童は14.6%、里親等委託が適していたが委託できていなかった児童は13.2%、里親等委託が適していなかった児童は72.2%でした。

基準日(令和元年5月1日)時点で里親等委託が適していたか

	全体		3歳未満		3歳以上の就学前		学童期以降	
里親等に委託されている	554人	14.6%	34人	8.4%	102人	23.0%	418人	14.2%
里親等委託が適していた	503人	13.2%	121人	29.7%	82人	18.5%	300人	10.2%
里親等委託が適していなかった	2,740人	72.2%	252人	61.9%	259人	58.5%	2,229人	75.6%
計	3,797人	100.0%	407人	100.0%	443人	100.0%	2,947人	100.0%

### (2) 里親等委託の可能性のある児童

里親等委託が適していたが委託できていなかった児童については、今後、里親等への支援の充実等により、全ての児童の委託を目指します。

里親等委託が適していなかった児童について、適していなかった理由と、委託の可能性について補足調査を行いました。その結果、以下の区分に属する児童について、将来的に対策を行えば、委託の可能性がります。

里親等委託が適していなかった理由

	全体		3歳未満		3歳以上の就学前		学童期以降	
重度の障害があった	12人	0.4%	3人	1.2%	4人	1.5%	5人	0.2%
高い非行性があった	54人	2.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	54人	2.4%
医療的ケアの必要があった	67人	2.4%	8人	3.2%	10人	3.9%	49人	2.2%
情緒・行動上の問題が著しかった	396人	14.5%	3人	1.2%	16人	6.2%	377人	16.9%
⇒ 家庭復帰(計画含む)に向けて施設による交流等支援中だった	697人	25.4%	119人	47.2%	105人	40.5%	473人	21.2%
本人が施設入所継続を希望していた	446人	16.3%	1人	0.4%	4人	1.5%	441人	19.8%
本人が里親等委託を明確に拒否していた	20人	0.7%	0人	0.0%	1人	0.4%	19人	0.9%
保護者の状況から里親委託が困難	858人	31.3%	98人	38.9%	112人	43.3%	648人	29.1%
その他	185人	6.8%	19人	7.5%	7人	2.7%	159人	7.1%
無回答	5人	0.2%	1人	0.4%	0人	0.0%	4人	0.2%
計	2,740人	100.0%	252人	100.0%	259人	100.0%	2,229人	100.0%

## （委託の可能性のある児童）

家庭復帰に向け施設にて交流支援中の児童

「里親等委託が適していなかった」児童のうち、適していなかった理由が「家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中」だった児童について、児童相談所に対して補足調査を行いました。

今後、里親等に対する委託促進の対策を講じることで、当該児童の約43.2%の状況が改善し、委託の可能性がります。

里親等委託の可能性のある児童として、家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童（697人）の43.2%（300人）を里親等委託が適していた児童に追加します。

### 【質問2】

家庭復帰に向けた交流について、里親委託に適していなかった具体的な状況（複数回答可）  
（実回答数 155名）

項目	回答数
施設が直接親と連絡をとり、交流・助言を行うことが必要だった（できていた）。※	90名
保護者交流による子供のアセスメントや交流前後のケア等に関し、施設に期待する部分が大きかった。	68名
実親の状況により、交流計画の変更やキャンセルが多く、弾力的な対応が必要だった。	31名
里親の生活にあわせて、面会交流を設定することが困難だった。※	31名
復帰後のアフターケアとして、施設の家庭訪問が必要だった。※	16名
交流場所の確保に関し、施設の協力が必要だった。※	15名
	251名

※は委託促進対策を行うことで、委託への状況が改善するだろうと見込む。  
該当児童数67名 67名÷155名 = 43.2%

### (3) 年次・年齢区分別推計

以上の調査結果を踏まえ、目標年次ごと及び年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	52人 (13.3%)	69人 (14.1%)	143人 (28.7%)	255人 (50.4%)
3歳以上就学前	98人 (22.9%)	161人 (30.0%)	208人 (38.2%)	278人 (50.4%)
学童期以降	420人 (13.3%)	683人 (19.3%)	901人 (25.1%)	1,224人 (33.6%)
合計	570人 (14.3%)	913人 (20.0%)	1,252人 (27.0%)	1,757人 (37.4%)

### (4) 将来に向け必要な里親等登録数

平成30年度末時点の全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約67%であったことから、里親等への委託の実現には、約1.49倍の登録家庭が必要となります。

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
委託児童数	570人	913人	1,252人	1,757人
里親等登録数	849家庭	1,363家庭	1,869家庭	2,622家庭

## 施設で養育が必要な児童数の推計

### (1) 施設で養育が必要な児童数

「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	354人	421人	356人	250人
3歳以上就学前	330人	374人	336人	272人
学童期以降	2,727人	2,856人	2,693人	2,419人
合計	3,411人	3,651人	3,385人	2,941人

※ 代替養育を必要とする児童数の推計結果 — 年次・年齢区分別推計

### (2) 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」をもとに、施設養育の受け皿として必要な定員数を推計します。

3歳未満は、乳児院の入所率（約80%）の定員規模で推計（必要数の約120%、令和7年度以降は130%とする。）し、3歳以上就学前と学童期以降は、児童養護施設の入所率（約95%）の定員規模で推計（必要数の約105%）します。

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	466人	505人	463人	325人
3歳以上就学前	344人	393人	353人	286人
学童期以降	2,854人	2,999人	2,827人	2,540人
合計	3,664人	3,897人	3,643人	3,151人

なお、代替養育を必要とする児童は、令和11年度（10年目）まで毎年増加する見込みです。里親等への委託は推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、施設養育の受け皿も十分に確保しておく必要があります。